

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率
公 1	民間の民間による民間のための公益活動・非営利活動を普及、啓発啓蒙し、もって市民・団体の公益活動や非営利活動への関心とボランティア精神の涵養を図り、併せて寄附文化の醸成にも寄与する事業	22.7%

[1] 事業の概要について（注1）

1) 書籍の頒布事業

○日本及び海外における民間公益活動・非営利活動に関する法制、税制、会計ならびに公益組織・非営利組織の事業・運営や活動状況等を書籍として出版する事業。

○本年度は、次の新刊2点を刊行した他、改訂版1点、補訂版2点、増刷2点を発行した。(1)『公益法人・一般法人によくある質問【機関運営編】』、(2)『公益法人・一般法人税務実務(第2版)』。

2) Web（インターネット）による情報提供事業

○日本及び海外における公益組織・非営利組織の事業・組織や活動状況等並びに関連する法制、税制、会計についての情報をホームページ及びメール通信等により、適時に公開、配信を行う事業。特に非営利法人ポータルサイトNPODASでは、内閣府の組織・財務データを取り込みつつ機能改善を合わせて実施、公開情報の充実を図っている。

3) シンポジウムの開催事業

○「JWL I 東京サミット2016」

(4) を参照。

4) 国内外の非営利組織との連携事業

<国内における連携>

○東日本大震災 草の根支援組織応援基金

第5回配分は、松口奨学会の寄附(500万円)を原資に、学生支援など教育分野で3年継続の3つの特別プログラムを策定。公募プログラム策定に当たっては役職員2名が福島県内3カ所を視察した。8月中旬～9月上旬の募集に対して応募は4件。9月20日に配分委員会を開催し、各プログラムそれぞれ1件を採択、同月27日の理事会で承認された。

○平成28年熊本地震 草の根支援組織応援基金

平成28年4月20日に募金を開始し、9月20日現在で、937万円の寄附が寄せられた(29年3月終了)。現地視察を4月、8月の2回実施、8月中旬～9月上旬の募集に対して応募は30件。配分委員会ではうち17件・約852万円を採択、9月27日の理事会で承認された。

○「寄付月間2016」協賛企画 — “寄付川柳”

寄附月間推進委員会(委員長・小宮山宏氏)のキャンペーン、「Giving December - 寄付月間2016」実施に当たり、日本の寄付をより活発にすることを目的として、(公財)公益法人協会及び(公社)日本フィランソロピー協会は、身近な寄付を題材とした川柳の募集を企画。応募総数2,306名、応募作品は5,420に上り、最優秀賞1点(賞金3万円)、優秀賞2点(同各1万円)、佳作7点(記念品)を選出した。本企画は「寄付月間2016」企画大賞を受賞。

○次の組織・会合に賛同・参加して、連携の強化等に努めた。

- ・「市民セクターの20年」研究会
- ・「災害支援の助成を考える会」
- ・「休眠預金『未来構想』プラットフォーム」
- ・「社会的インパクト評価イニシアチブ」

<海外との連携>

○Japanese Women Leadership Initiative(JWLI)東京サミット2016

フィッシュ・ファミリー財団(米国)の「日本社会によい変革をもたらす活動を実践する女性リーダーの育成プログラム「JWLI (Japanese Women's Leadership Initiative)創設10周年イベント「JWLI2016東京サミット」の日本側実施団体として7月、当協会主催でJWLIプレイベント(約100名参加)を、10月には同東京サミットを開催(非営利、官公庁、企業の関係者など約300名が参加)。

○日中韓3カ国の非営利団体によるフォーラム(東アジア市民社会フォーラム)は今回の第7回から当協会が日本側主催団体となり、3財団からの助成を受けて11月17日に東京で開催した。同フォーラムには、非営利組織、企業、行政機関などから100名以上(日本60名、中国14名人、韓国31名)が参加した。

○次の会合に出席、組織の受入れ等を通じて、連携の強化等に努めた。

- ・愛徳基金会ホスピスケア・トレーニングセミナー(南京)
- ・第3回愛徳基金会国際カンファレンス(南京)
- ・中央アジア中間支援会議(タジキスタン・ドゥシャンベ)

- ・全国ボランタリー組織協議会(NCVO)主催の年次大会(ロンドン)
- ・国際市民社会ウィーク2016(コロンビア・ボゴタ)
- ・第5回中国チャリティフェア(深セン)
- ・社会的企業国際フォーラム2016「New Frontiers and New Markets」
- ・CAPS専門家会議「Doing Good Index」(ニューデリー)
- ・AGNA年次総会、ワークショップ「市民社会空間の縮小とその対応策」(ヨハネスブルク)
- ・中国総合研究機構視察団
- ・愛徳基金会視察団
- ・タジキスタン全国NGO連盟
- ・中国・全人代常務委員会法制工作委員会

5) メディア対策事業

公益法人及び民間公益活動全般に関する理解を促進するため、新聞社、通信社等メディア向けに隨時プレスリリースを作成、配布するなど情報発信に努めるとともに、10月、公益法人をめぐる最近の諸課題をテーマに「マスコミ懇談会2016」を開催した(全国紙をはじめマスコミ関係者、公益法人関係者約30名が参加)。

6) インターンシップ推進事業

○8月後半の2週間、都内の2大学から男女各1名(三年生及び二年生)を受け入れた。カリキュラムは、社内においては非営利法人制度や社会人に関する講義や各事業の実習など。社外実習としては公益法人3団体を視察、公益法人の社会的意義等を学んだ。

(事業実施のための財源)

○1) の書籍の頒布事業を除きすべて対価を得ることのない事業であり、不足額は受取会費収益及び経費の一部には助成金等を充当した。

[2] 事業の公益性について

定款（法人の事業又は目的）上の根拠	
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください（注2）。)	
14 当協会は公益法人など多岐に亘る公益活動を担う団体による自律的で創造的な公益活動を推進、支援することにより社会における非営利セクターの役割の向上と発展に寄与することを目的としている。これらの公益活動を担う組織の目的と事業は様々なものがあり、当協会の事業は公益認定法【別表】における22の全ての号に該当するといえるが、強いて一つを挙げれば、14の後段「より良い社会の形成の推進を目的とする事業」に該当する。	チェックポイントに該当する旨の説明 (左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するようどのように事業を行うのかがわかるように記載してください。)
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	
区分ごとのチェックポイント 1. 事業目的（趣旨：不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。） 2. 事業の合目的性（趣旨：事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。） ア 受益の機会の公開（例 受益の機会が、一般に開かれているか） イ 事業の質を確保するための方策（例 専門家が適切に関与しているか） ウ 審査・選考の公正性の確保（例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか） エ その他（例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか） (注) 2.（事業の合目的性）ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある	1) 書籍の頒布事業 1. 事業目的 書籍の頒布事業の目的は、公益法人など公益活動を担う団体による自律的で創造的な公益活動を推進、支援することにより社会における非営利セクターの役割の向上と発展に寄与することを目的としており、不特定多数でない者の利益増進への寄与を主たる目的としていることは明らかである。 2. 事業の合目的性 ア 受益の機会の公開 本事業は、広く公益法人など公益活動を担う団体を対象としており、特定の団体や会員団体のみを対象とするわけではない。また、社会において寄附文化やボランタリズムの涵養を図る事業も行っており、広く一般社会が本事業を通じて利益を受け得るものである。 イ 事業の質を確保するための方策 当協会の理事長以下役職員は、公益活動等に知見を有す

	<p>る人材が豊富であり、書籍についても全部または一部を自ら執筆している。</p>
	<p>その他説明事項</p>
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	<p>2) Web (インターネット) による情報提供事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 事業目的 事業の目的は、日本及び海外における公益組織・非営利組織の事業・運営や活動状況等ならびに関連する法制、税制、会計についての情報を、ホームページおよびメール通信等に適時に掲載・配信することにより、民間による公益活動・非営利活動の普及と啓蒙に貢献し、もって市民・団体の公益活動や非営利活動への関心とボランティア精神の涵養を図るものである。 事業の合目的性 ア 受益の機会の公開 本事業は、公益法人など公益活動を担う団体だけではなく、不特定多数の者が利用することができ、広く一般社会が、本事業を通じて利益を得るものである。 イ 事業の質の確保するための方策 本事業に係るコンテンツ・マネジメント及びサーバ管理は、高い能力とキャリアを有する当協会のITシステム部門が所管し、広報部門と十分な連携の下、運営されている。
(3) 講座、セミナー、育成	<p>その他説明事項</p>
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	<p>3) シンポジウムの開催事業</p> <ol style="list-style-type: none"> シンポジウムは、公益法人等公益活動を担う団体による自律的で創造的な公益活動を普及啓蒙することを通じて、非営利セクターの役割の向上と発展に寄与することすなわち不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的として実施しており、この点は、ホームページやパンフレット上で明らかにしている。 非営利団体関係者はもとより、研究者や関心のある一般市民にも参加を呼び掛けている。 シンポジウムの講師には、テーマに関し高い知見を有する有識者（執筆者ら）を招請している。また必要に応じ、弊協会の役員、専門職員が講師を務めている。 講師等への謝金は薄謝であり、ほぼボランティアとして協力してもらっている。
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	<p>その他説明事項</p>
	<p>4) 国内外の非営利組織との連携事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 事業目的 民間の公益活動・非営利活動の普及、啓発啓蒙活動を推進するため、国内及び海外における非営利セクターの代表的団体との交流を深め、双方向での情報発信と協力関係の構築に努めている。 事業の合目的性 ア 受益の機会の公開 本事業により得られたネットワーク・情報は、当協会のホームページ、広報誌およびメール通信等で、広く社会に対し公開され、また当協会の様々な公益目的事業（提言事業等）に活用されている。 イ 事業の質を確保するための方策

<p>エ その他（例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか） （注）2.（事業の合目的性）ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>本事業は、当協会の理事長以下役職員が、国内外の非営利組織諸活動に積極的に参加し、ネットワークの拡大や情報の受発信に貢献している。</p>
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	その他説明事項
<p>区分ごとのチェックポイント</p> <ol style="list-style-type: none"> 事業目的（趣旨：不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。） 事業の合目的性（趣旨：事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。） <p>ア 受益の機会の公開（例 受益の機会が、一般に開かれているか） イ 事業の質を確保するための方策（例 専門家が適切に関与しているか） ウ 審査・選考の公正性の確保（例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか） エ その他（例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか） （注）2.（事業の合目的性）ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>5) メディア対策事業 1. 事業目的 「公共の担い手」としての民間公益活動の役割とその重要性などについて、メディアに発信する事業であり、市民社会の意識向上に寄与している。 2. 事業の合目的性 ア 受益の機会の確保 広く各メディアを通じて市民に情報を提供している。 イ 事業の質を確保するための方策 主として理事長が取材等に協力している。</p>
(4) 体験活動等	その他説明事項
<p>区分ごとのチェックポイント</p> <ol style="list-style-type: none"> 当該体験活動等が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 公益目的として設定されたテーマを実現するためのプログラムになっているか。（例：テーマで謳っている公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか） 3. 体験活動に専門家が適切に関与しているか。 	<p>6) インターンシップ推進事業 1. 公益活動・非営利活動の普及啓蒙のため大学生を入れるインターンシップ推進事業は、次世代を担う青年に、非営利活動の意義、状況及び制度を学び体験する機会を与えるもので、もって市民・団体の公益活動や非営利活動への関心とボランティア精神の涵養を図り、不特定多数の利益増進に寄与するものである。 2. 当協会役職員が、上記に即したプログラムを企画・策定し提供している。 3. 講師は、全員当協会の役員・職員・研究員である。</p>
	その他説明事項

〔3〕本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注3）

許認可等の名称	
根拠法令	
許認可等行政機関	

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分が分かるように記載してください。

注2 「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注3 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率
公 2	民間公益活動・非営利活動を担う団体、個人に対し、これらに関する法制、税制についての正しい理解とさらにこれらの組織が眞に社会の期待と信頼に応えられるために望まれるガバナンス等の組織運営と事業活動のあり方等について知識の向上を図るために能力開発・支援事業	62.8%

[1] 事業の概要について（注1）

1) 相談事業

○公益団体・非営利団体及び公益信託の設立、運営、会計、税務、資金運用等について相談室を設け、面談相談及び電話相談に応じている。28年度は試験的に、社会福祉法人の運営に関する相談にも対応した。

○28年度の相談件数は、面接相談479件、電話相談3,444件。

○27年6月より、日本クレアス税理士法人（大阪）に相談業務を委託し、毎月第2・第4金曜日に関西相談室を開催、関西方面での相談支援を実施。

○内閣府委託相談会：内閣府から受託した『公益認定申請及び公益法人の運営に向けて新公益法人制度の理解を深めるための広報業務（相談会形式）』は、東京都ブロックで10回、宮城・石川・愛知・京都・大阪・広島・香川・福岡・の各地方ブロックで1回ずつ、計18回開催し、延べ397法人が参加した。

2) セミナー事業

○会計セミナー：前年同様、入門編、基礎編、実務編、決算編の4コースで、計109回開催、2,757名が参加した。首都圏（都内・さいたま・横浜）で24回、その他地域（札幌・盛岡・仙台・静岡・名古屋・金沢・京都・大阪・神戸・広島・松江・松山・高松・宮崎・鹿児島・那覇）で90回開催した。

○特別セミナー：一般法人、公益法人の法人運営上の実務に関する特別セミナーを実施、テーマは定期提出書類と制度運営、労務管理、立入検査、役員・管理者向け会計、社会福祉法人会計などを題材とした。東京を中心に、大阪、京都、福岡、名古屋、仙台、那覇などで計36回開催、1,290名が参加した。

その他、少人数制の「公益法人の定期提出書類作成講座」「定期提出書類から学ぶ法人運営」「資産運用連続講座」、また、9月の政府公表（閣議了解）を受けて説明会「栄典授与に関する最近の動向」を開催。

○トップマネジメント・セミナー：公益法人・一般法人の役員や幹部職員を対象とし、本年度は「社会から信頼される公益法人とは」をメインテーマに11月28日・29日の1泊2日で実施、17名が参加した。

○他団体の依頼を受けて講師を派遣する「講師派遣」は、本年度34件実施した。

3) 機関誌『公益法人』の頒布事業

○会員、官公庁、研究者その他への頒布事業である（月刊）。実務、情報、評論・解説、レポート記事等で構成。本年度から外部識者で構成する「編集委員会」を設け、誌面の充実を図った。

4) 情報公開（共同サイト）事業

○主として電子公告やホームページを開設していない法人向けに、情報公開のためのサイトを提供する事業である。現在、約503法人が利用している。

（事業実施のための財源）

○相談事業は、基本的には無料（但し、面接相談の場合、非会員は初回は無料、それ以降は1回あたり@5千円）であり、相談員の人物費や相談室にかかる物件費等がそのまま赤字となる。セミナー事業は、営利法人等が設定する同種受講料に較べてはるかに低廉な価格設定となっている。機関誌発行を支える財源は、主として広告収入であるが、必要経費を賄うに至らず、慢性的赤字事業である。これらを合計した赤字は受取会費により支弁している。

[2] 事業の公益性について

定款（法人の事業又は目的）上の根拠	
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
14	当協会は公益法人など多岐に亘る公益活動を担う団体による自律的で創造的な公益活動を推進、支援することにより社会における非営利セクターの役割の向上と発展に寄与することを目的としている。これらの公益活動を担う組織の目的と事業は様々なものがあり、当協会の事業は公益認定法【別表】における22の全ての号に該当するといえるが、強いて一つを挙げれば、14の後段「より良い社会の形成の推進を目的とする事業」に該当する。

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください（注2）。)	
<p>チェックポイント事業区分 (下欄▼ボタンをクリックして、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその下に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)</p>	<p>チェックポイントに該当する旨の説明 (左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するようどのように事業を行うのかがわかるように記載してください。)</p>
(5) 相談、助言	
<p>区分ごとのチェックポイント</p> <ol style="list-style-type: none"> 当該相談、助言が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 当該相談、助言を利用できる機会が一般に開かれているか。 当該相談、助言には専門家が適切に関与しているか。（例：助言者の資格要件を定めて公開している） 	<ol style="list-style-type: none"> 相談事業 <ol style="list-style-type: none"> 事業目的 事業目的は、公益法人など公益活動を担う団体による自律的で創造的な公益活動を推進、支援することにより社会における非営利セクターの役割の向上と発展に寄与することを目的としており、相談者は会員法人のみならず非会員も多く（約40%）、また企業、会計士などの専門家、行政からの相談もあり、民間組織唯一の常設公益法人等の相談窓口として定評があり、不特定多数でない者の利益増進への寄与を主たる目的としていることは明らかである。 事業の合目的性 <ul style="list-style-type: none"> ア 受益の機会 本事業は、広く公益法人など公益活動を担う団体を対象としており、また、会員・非会員を問わず、新たに公益組織を設立しようとする個人・法人に対しても支援しており、特定の団体や会員団体のみを対象としている。 イ 事業の質の確保 相談員は、当協会の役職員及び専門委員と、会計分野は一部嘱託公認会計士が務めている。全員公益活動に係る知見とキャリアを有する人材である。また3年前より相談業務を取りまとめる組織として「相談室」を新設し、内部の情報共有化と対応のスピード化が定着した。年間の相談業務は、「相談白書」としてまとめ関係先に配布し、また当協会に常時備え置いている。
(3) 講座、セミナー、育成	<p>その他説明事項</p> <ol style="list-style-type: none"> セミナー事業 <ol style="list-style-type: none"> 事業目的 事業目的は公益法人など公益活動を担う団体による自律的で創造的な公益活動を推進、支援することにより、社会における非営利セクターの役割の向上と発展に寄与することを目的としており、会員・非会員を問わず開かれており、不特定多数でない者の利益増進への寄与を主たる目的としていることは明らかである。 受講の機会 セミナー受講の機会は、会員・非会員を問わず広く一般に開かれており、開催案内は、ホームページ・広報誌・メールマガジン等を通じ周知している。 専門家の関与 セミナー講師は、当協会の理事長以下役職員・専門委員であり、公益活動に知見とキャリアを有する人材であり、関係方面から高い評価を得ている。会計セミナーについては、嘱託公認会計士が務めている。 講師料 当協会主催のセミナーの講師料は、役員は無償であり、嘱託公認会計士の場合は、時間当たり1.5万円を支払っている。講師派遣の講師料は、当協会の役職員が対応するが、講師料は「役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払いに関する規則」に基づき支払われている。 <p>その他説明事項</p>

<p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合</p> <p>区分ごとのチェックポイント</p> <p>1. 事業目的（趣旨：不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。）</p> <p>2. 事業の合目的性（趣旨：事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。）</p> <p>ア 受益の機会の公開（例 受益の機会が、一般に開かれているか）</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策（例 専門家が適切に関与しているか）</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保（例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか）</p> <p>エ その他（例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか）</p> <p>（注）2.（事業の合目的性）ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>3) 機関誌『公益法人』の頒布事業</p> <p>1. 事業目的</p> <p>毎月機関誌「公益法人」を発行、約2,550部を会員、官公庁、研究者その他に無償で頒布している。事業目的は、公益法人など公益活動を担う団体による自律的で創造的な公益活動を推進、支援することにより社会における非営利セクターの役割の向上と発展に寄与することを目的としており、不特定多数でない者の利益増進への寄与を主たる目的としていることは明らかである。</p> <p>2. 事業の合目的性</p> <p>ア 受益の機会の公開</p> <p>本事業は広く会員・非会員を問わず、公益法人など公益活動を担う団体を対象としており、また、新たに公益組織を設立しようとする個人・法人に対しても支援しており、特定の団体や会員団体のみを対象とするわけではない。広く一般社会が本事業を通じて利益を受け得るものである。</p> <p>イ 事業の質の確保</p> <p>本事業の執筆者は、公益活動に深い知見とキャリアを有する会員・非会員・その他非営利組織に係る者及び当協会の役職員並びに専門委員である。記事の内容は、アンケート調査・各種委員会の討議等を元に作成された質の高いものである。</p> <p>エ その他</p> <p>執筆料は、当協会役職員は無償であり、それ以外の者への支払いも薄謝であり、「役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払いに関する規則」に基づき支払われている。</p>
<p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合</p> <p>区分ごとのチェックポイント</p> <p>1. 事業目的（趣旨：不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。）</p> <p>2. 事業の合目的性（趣旨：事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。）</p> <p>ア 受益の機会の公開（例 受益の機会が、一般に開かれているか）</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策（例 専門家が適切に関与しているか）</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保（例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか）</p> <p>エ その他（例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか）</p> <p>（注）2.（事業の合目的性）ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>4) 情報公開（共同サイト）事業</p> <p>1. 事業目的</p> <p>公益法人の透明性を高めるために、情報公開共同サイトを開設している。これは主としてホームページを開設していない法人向けに提供している事業で、個別法人のホームページの開設とデータ更新を含むメンテナンス支援を行っている。本事業は、民間の公益活動の能力支援に寄与することを目的として不特定多数の者の利益増進に寄与している。</p> <p>2. 事業の合目的性</p> <p>ア 受益の機会の公開</p> <p>本事業は、公益法人など公益活動を担う団体を対象としており、本事業でホームページを開設する法人が増加することで、情報の公開が一段と進み、受益の機会がより開かれることとなる。</p> <p>イ 事業の質の確保</p> <p>本事業は、高い能力とキャリアを有する当協会のIT部門が直接所管している。</p>

[3] 本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注3）

許認可等の名称	
根拠法令	
許認可等行政機関	

- 注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分が分かるように記載してください。
- 注2 「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。
- 注3 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率
公 3	民間公益活動・非営利活動のわが国における状況と問題点ならびに国際比較を調査研究し、併せて国会はじめ関係方面に政策提言活動を行い、もって公益活動・非営利活動を巡る環境の改善を図り、より良き社会の建設に寄与する事業	6.2%

[1] 事業の概要について（注1）

1) 調査研究事業

○内外の公益組織・非営利組織の制度と活動状況等に関する調査研究事業である。

○社会的企業研究会準備委員会：29年度に設置を予定している社会的企業研究会の準備委員会を設置。わが国における社会的企業の実態、そして社会的企業の育成・発展を阻害する制度的要因の把握を行うことを目的とする。メンバーは有識者等9名、28年度は3回の研究会を開催した。

○非営利法人格選択に関する実態調査（継続調査）：平成26年度より実施した同調査の結果を踏まえて、法人格選択と認定選択の関係、今後の非営利法人制度のあり方とその方向性について検討、結果を9月・横浜、10月・岡山、11月・東京、2月・大阪、仙台にて開催した各地域フォーラムで報告した。（認定特活）日本NPOセンターとの共同研究。

○非営利法人に関する判例等研究会：平成27年4月に設置。一般法人法・公益認定法を巡る訴訟や、法人の事業運営に関連する行政庁の対応等、会社法や特定非営利活動法人法及び個別の公益法人法制における事件や判例並びに関連通達の動向等を調査し、その知識や経験を公益法人・非営利法人界で共有し、今後の非営利セクター全体の定款自治をベースにしたガバナンスやコンプライアンスの向上を図ることが目的。28年度は計5回の研究会会合を開催。

○C A P S委託調査：(公財)トヨタ財団とともに、Center for Asian Philanthropy and Society: CAPS(香港)が主導する、アジア16か国を対象とした市民社会組織の制度環境の比較調査を日本側オーガナイザーとして実施した。調査方法は、個々の非営利組織(123団体)からアンケート(81問)と、専門家(5名前後)に対するヒアリング(80問)の2方式。

○ウェブアンケート調査：公益法人及び一般法人を対象に、1.新制度下における運営に関する質問、2.寄附及び税制に関する質問、3.行政庁への要望、4.公益法人協会への要望、5.大規模災害に対する対応に関する回答を依頼。公益法人7,000法人、一般法人約10,000法人に発信し、公益法人1,583件（回答率24%）、一般法人からは1,076件（回答率13%）の回答を得た。

○公益法人の資産運用に関するアンケート調査：当協会会員団体から財団法人を中心に600法人を抽出し、1.資産運用の現状、2.運用管理体制・手続、3.今後の資産運用に関する対応、4.今後の見通し・課題などについてアンケート調査を実施。回答220件、回収率は約37%。

○東京都委託業務

社会福祉法改正に伴い、東京都が実施する社会福祉法人対象の説明会テキスト（社会福祉法人制度の概要、ガバナンス、評議員の役割等）の作成業務及び新制度普及パンフレット作成業務を受託、作成した。

2) 専門委員会事業

○専門委員会事業は、当協会の常設委員会として、「法制委員会」「コンプライアンス委員会」「税制委員会」及び「会計委員会」を設け、それぞれの分野における制度の現状の把握と分析及び改善すべき方向と具体的方策を研究討議する事業である。

○本年度は、法制・コンプライアンス合同委員会を4回、税制委員会を2回、会計委員会を1回開催した。うち、税制委員会は平成29年度税制改正要望について、会計委員会では日本公認会計士協会の意見募集結果についてそれぞれ検討、意見交換を行った。

3) 提言事業

○公益信託制度の抜本的改正：公益信託法は、平成18年の信託法改正の対象から外されたが、新公益法人制度の施行と共に公益信託制度の組み立て機運が高まり始め、法務省でも法制審議会信託法部会で公益信託法の改正に向けて議論が進み始めた。そこで当協会の監事である平川純子弁護士が信託法部会の委員に就任したこともあり、当協会は信託法部会を傍聴し、そこで委員の意見等を法制・コンプライアンス合同委員会で委員に還元している。

○平成29年度税制改正に関する要望：平成28年度税制改正に関する要望を取りまとめ、7月以降、関係各方面への要望活動を実施した。同要望では、「1.資産寄附税制について」（ストック税制）、「2.寄附金税制について」（フロー税制）の2項目を掲げた。特に1.は近年、資産寄附、とりわけ遺贈寄附に対する関心が高まっており、非営利セクターはもとより、与党をはじめとする政党や経済団体からも資産寄附を奨励支援する制度への期待が寄せられている。そのような現状を踏まえ、29年度要望は、資産寄附税制に関する項目を前面に据え、要望活動を行ったもの。

その結果、上記1.に関する要望が「現物寄附へのみなし譲渡所得税等に係る特例措置適用の承認手続の

簡素化」という形で29年度より実現の運びとなった。

(事業実施のための財源)

○調査研究事業は、助成を得られたとしても当該事業に係る費用を全額賄えるものではなく、また専門委員会事業及び提言事業についても、収入のない事業であり、それらの不足分は受取会費収入によって補っている。

[2] 事業の公益性について

定款（法人の事業又は目的）上の根拠	
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
14	当協会は公益法人など多岐に亘る公益活動を担う団体による自律的で創造的な公益活動を推進、支援することにより社会における非営利セクターの役割の向上と発展に寄与することを目的としている。これらの公益活動を担う組織の目的と事業は様々なものがあり、当協会の事業は公益認定法別表における22の全ての号に該当するといえるが、強いて一つを挙げれば、14の後段「より良い社会の形成の推進を目的とする事業」に該当する。
(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください（注2）。)	
チェックポイント事業区分 (下欄▼ボタンをクリックして、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその下に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)	チェックポイントに該当する旨の説明 (左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するようどのように事業を行うのかがわかるように記載してください。)
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	
区分ごとのチェックポイント 1. 事業目的（趣旨：不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。） 2. 事業の合目的性（趣旨：事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。） ア 受益の機会の公開（例 受益の機会が、一般に開かれているか） イ 事業の質を確保するための方策（例 専門家が適切に関与しているか） ウ 審査・選考の公正性の確保（例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか） エ その他（例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか） (注) 2.（事業の合目的性）ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。 。	1) 調査研究事業 1. 事業目的 調査研究事業は、広く内外の公益法人をはじめ非営利法人の制度、活動状況などを調査するとともに、その問題点とあり方について研究するものである。特定の団体や会員団体の利益を図るものではなく、本事業により市民社会全体が利益を得ることができる。 2. 事業の合目的性 ア 受益の機会の公開 調査研究結果は、報告書として広く関係方面に配布するほか、公益法人誌への掲載やウェブサイトでも公開し、広く一般社会に還元している。 イ 事業の質を確保するための方策 調査研究には、専門的知見を有する外部有識者及び当協会役職員からなる委員会を組成して行なうことが一般的である。委員会事務局は当協会職員が務め、資料準備、議事録作成などを行う。 その他説明事項
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	
区分ごとのチェックポイント 1. 事業目的（趣旨：不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。） 2. 事業の合目的性（趣旨：事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。） ア 受益の機会の公開（例 受益の機会が、一般に開かれているか） イ 事業の質を確保するための方策（例 専門家が適切に関与しているか） ウ 審査・選考の公正性の確保（例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか）	2) 専門委員会事業 1. 事業目的 本事業は、公益団体の制度的基盤を改善・整備するための研究・討議の場であり、民間公益活動の活性化を目的とするもので、社会の利益に合致するものである。 2. 事業の合目的性 ア 受益の機会の公開 専門委員会の討議結果は、政府はじめ関係方面への提言・要望活動に反映され、また、公益法人誌などに掲載されるほか、一部はウェブサイトにも公開し広く一般社会に還元している。 イ 事業の質を確保するための方策 専門委員会は、専門的知見を有する実務家及び当協会役

<p>エ その他（例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか） （注）2.（事業の合目的性）ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。 。</p>	<p>職員で構成される。委員会事務局は当協会職員が務め、資料準備、議事録作成などを行う。</p>
	<p>その他説明事項</p> <p>3) 提言事業 1. 事業目的 政党、国会、行政、学会、マスコミなど関係方面に対し、調査研究の結果を踏まえて提言活動を行う。これらの政策提言活動を通じて、民間による公益活動・非営利活動を巡る環境の改善を図り、より良き社会の建設に寄与している。 ア 受益の機会の公開 それぞれの提言活動の結果は、公益法人誌、メールマガジンなどに掲載されるほか、一部はウェブサイトにも公開し広く一般社会に還元している。 イ 事業の質を確保するための方策 それぞれの提言活動は、専門的知見とキャリアを有する実務家及び学者並びに当協会役職員で構成される各種専門委員会やアドホックの研究会の成果をベースに当協会の判断と責任で実施するものである。</p>
	<p>その他説明事項</p>

[3] 本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注3）

許認可等の名称	
根拠法令	
許認可等行政機関	

- 注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分が分かるよう記載してください。
- 注2 「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。
- 注3 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。